とする。

一　名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合　名目手取り賃金変動率	
二　名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合（物価変動率が一を上回る場合を除く。）　物価変動率	

とする。

第二十六条第一項の表厚生年金保険法第四十三条の二第四項の項中「第四十三条の二第四項」を「第四十三条の二第三項」に改める。

第二十七条第一項中「第二十七条の二第四項、第二十七条の三第三項」を「第二十七条の二第三項、第二十七条の三第二項」に改める。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　菅　義偉

省　令

○厚生労働省令第四十八号

独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）第四条の規定に基づき、独立行政法人国立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

独立行政法人国立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人国立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（長期借入金又は機構債券の償還期間） **第十五条**　令第四条に規定する厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、厚生労働大臣は、施設及び設備の種類、使用期間その他の事項を勘案して、当該各号に定める期間とすることが適当でないときは、その期間を延長することができる。 一　施設　三十九年間 二　（略）	（長期借入金又は機構債券の償還期間） **第十五条**　令第四条に規定する厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、厚生労働大臣は、施設及び設備の種類、使用期間その他の事項を勘案して、当該各号に定める期間とすることが適当でないときは、その期間を延長することができる。 一　施設　三十年間 二　（略）

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○防衛省令第二号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第三十条の十三の規定に基づき、航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部及び航空団司令部組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月十七日

防衛大臣　岸　信夫

航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部及び航空団司令部組織規則の一部を改正する省令

航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部及び航空団司令部組織規則（平成元年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定に傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（人事課） **第二十五条**　人事課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　［略］ 七　隊員の教育訓練に関すること（運用課、飛行支援課、演習企画課及び技術教育課の所掌に属するものを除く。）。 （防衛部の分課） **第二十八条**　防衛部に、次の六課を置く。 防衛課 運用課 飛行支援課 通信電子課 演習企画課 技術教育課 （運用課） **第二十九条の二**　運用課においては、次に掲げる事務（第二号から第四号まで及び第六号に掲げる事務にあっては、飛行支援課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 一～四　［略］	（人事課） **第二十五条**　人事課においては、次の事務をつかさどる。 一～六　［同上］ 七　隊員の教育訓練に関すること（運用課、演習企画課及び技術教育課の所掌に属するものを除く。）。 （防衛部の分課） **第二十八条**　防衛部に、次の五課を置く。 防衛課 運用課 通信電子課 演習企画課 技術教育課 （運用課） **第二十九条の二**　運用課においては、次の事務をつかさどる。 一～四　［同上］